

広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務」において、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

（1）業務名

広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務

（2）業務委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

（3）委託予定期間

委託契約締結の日から令和7年2月24日（月）まで

（4）委託業務の内容

「広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託契約上限額

2,413,400円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この上限額以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール（予定）

募集要領の公表	令和6年10月23日（水）
募集要領に関する質問書の受付	令和6年10月30日（水）17時まで
質問書への回答	令和6年11月1日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和6年11月11日（月）17時まで
企画提案書の審査	令和6年11月13日（水）
審査結果通知日	令和6年11月15日（金）（予定）
契約締結日	令和6年11月中（予定）

5 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- （1）本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること。（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者であること。）
- （2）提案資料の受付期間において、福島県発注の競争入札に関し入札参加資格制限中の者でないこと。
- （3）提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更正法の規

定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページで公表するとともに、機構教育人材育成課において配布する。URL : <http://fipo.or.jp/>

7 募集要領等への質問

- (1) 受付期間
4で定める期限内
- (2) 提出方法
質問書（様式第1号）により、機構宛てに電子メールまたはファックスで提出のうえ、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
なお、口頭または電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先
下記14のとおり
- (4) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに4で定める期限内に公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 提案書

A4縦・カラー両面印刷・20ページ以内（表紙を除く）（様式任意）

イ 参考見積書

デザイン制作費（20ページ）と印刷業務（38,000部）（仕分けおよび発送を含む）に対応した内訳を記載すること（様式任意）

ウ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

エ 主な受託業務実績一覧表（様式任意）

オ エの業務内容がわかる契約書等の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分の抜粋で可）の写し）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（様式第3号）

（2）提案の内容

「広報誌ふたばの教育 Vol.15 制作業務委託仕様書」および協議会ホームページにて過去の「ふたばの教育」バックナンバーを確認の上、事業者の特長を活かして下記ア～エの内容を盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

ア 表紙デザインイメージ（以下の項目を含む）

- タイトル（双葉郡8町村各校の取組と子どもたちの今を伝える広報誌 ふたばの教育）
- 号数（Vol.15 2025年春号）
- 写真2枚以上

イ 学校紹介ページデザインイメージ（以下の項目を含む）

- ページ上段に小学校、下段に中学校でそれぞれに下記を含む
 - 学校名
 - 所在地
 - HP アドレス
 - ページ全体見出し（20字程度）
 - 学校紹介文（60字程度）
 - 学校紹介写真4点
 - 写真1点につき、吹き出し付きコメント（15字程度）またはキャプション（15字程度）

ウ 作業スケジュール

エ 業務実施体制、進行管理方法

（3）提出部数 各4部（正本1部、副本3部）オ、カ各1部

（4）提出期限 令和6年1月11日（月）17時まで

（5）提出先 上記7の（3）と同じ

（6）提出方法

郵送または持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、配達記録が残る一般書留または簡易書留とし、令和6年1月11日（月）17時必着とする。

9 提案書の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、企画提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- (6) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

10 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

11 選定方針

(1) 選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、業務受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。
なお、提出状況によって審査のスケジュールが変更になる場合がある。

(2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定する。

ア 参考見積額が、審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、低価格で提案した者に決定する。

イ 審査結果は参加した全社に対して、書面で通知する。

ウ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査における評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
① 業務遂行能力等		
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	40点
業務実績	本委託と類似の業務の受注実績があるか。	
取組意欲	業務に係る十分な知識・経験を持っているか。	
② 企画提案内容		
業務理解	本委託の目的や業務内容を理解しているか。	
企画性	提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	50点
独創性	仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果を高める提案が組み込まれてるか。	
③ 所要経費	所要経費は適正であるか。	10点
	合計	100点

1 2 契約の締結

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記9の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

1 3 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

1 4 事務担当

公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構
福島オフィス 教育・人材育成部 教育活動支援課 (担当：清野 幸恵)
〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電話：024-581-6897 ファックス：024-581-6898
電子メール：y.seino@fipo.or.jp